

○ 北海道核燃料税条例

北海道核燃料税条例をここに公布する。

(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- (3) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。

(納税義務者等)

第3条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による検査（次条第3項において「使用前検査」という。）の全てに合格した日
- (2) 発電用原子炉について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。第5条第3項において「原子炉等規制法」という。）第43条の3の15の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への

核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

第4条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。第3項並びに附則第2項及び第4項において同じ。）に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割における課税期間（出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいう。以下同じ。）は、3月1日から5月末日まで、6月1日から8月末日まで、9月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年2月末日までの各期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間を当該発電用原子炉に係る課税期間とする。

(1) 課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格した場合 使用前検査の全てに合格した日から当該課税期間の末日まで

(2) 電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下この項において同じ。）の廃止に係る同法第27条の27第3項の規定による届出（次号において「廃止届出」という。）を行い、課税期間の中途において、発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 当該課税期間の初日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで

(3) 一の課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格し、かつ、廃止届出を行い、発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 使用前検査の全てに合格した日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで

（課税標準）

第5条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。第8条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第1項に規定する熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた発電用原子炉の当該許可に係る同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項本文の規定による変更の許可を受けた場合は、当該変更後の熱出力）とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における出力割の課税標準たる熱出力は、第1項の規定にかかわらず、同項及び前項に規定する熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た値を3で除して得た値とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第6条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき3万7,750円とする。

（徴収の方法）

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第8条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月（第3条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第5条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税

標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第9条 核燃料税の納税義務者は、法第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書で指定する期限までに納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第10条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(11) 道固定資産税」とあるのは (11) 道固定資産税 (12) 核燃料税 と、同条例第8条第1項中「(11) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは (11) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地 と (11)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地 とする。

注 平成31年10月1日から施行〔平成30年条例第4号〕

(賦課徴収)

第10条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(10) 道固定資産税」とあるのは「(10) 道固定資産税」と、同条例第8条第1項中「(10) 道固定資産税 大規模の償却資産燃料税」とあるのは「(10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」と、同条例第8条第1項中「(10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは「(10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とする。

（規則への委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

（この条例の失効）

3 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

4 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し

て課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(北海道税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(北海道核燃料税条例の一部改正)

11 北海道核燃料税条例（平成30年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(11)の2」を「(10)の2」に改める。